

全国通訳案内士の定期研修の内容等 について

改正通訳案内士法

- 改正通訳案内士法により、通訳案内士の質を高める観点から、全国通訳案内士は定期的に登録研修機関が行う研修（定期研修）を受講する義務が設けられている。
- 都道府県知事は、全国通訳案内士が定期研修の受講義務に違反する場合、その登録を取り消すこととする。（これにより、全国通訳案内士としての稼働状況が適切に登録情報に反映される仕組みとする。）
- 今後、定期研修の導入を進めていく中で、実施方法や研修内容等について基準化を図っていく予定。

改正通訳案内士法（抄）

【全国通訳案内士の定期研修の受講義務】

（研修）

第三十条 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

2 （略）

【登録の取り消し措置】

（登録の取消し等）

第二十九条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

登録研修機関について

- 第2回本検討会の意見を踏まえ、「登録研修機関」については以下の基準で研修を実施する。

1. 登録研修機関の登録

登録研修機関の登録は、通訳案内研修の実施に関する**業務を行おうとする者の申請**により行う。

2. 登録研修機関の実施基準

登録研修機関は、3. の表による講師及び以下の**基準に適合する方法により、研修業務を実施**しなければならない。

【研修基準】

受講者：全国通訳案内士

研修回数：年1回以上

研修内容：

- ① 研修方法・内容（研修業務規程）が、観光庁長官が告示で定める基準に適合したものであること。
- ② 観光庁長官の告示で定める教材を使用するものであること。
- ③ 講師は、研修内容に関する受講者からの質問に対して、研修中に適切に応答すること。
- ④ 研修受講後に修了試験を行うものであること。
- ⑤ ④の修了試験に合格した者に対して、修了証明書を交付すること。

3. 研修業務規程の作成・届出

- ・登録研修機関は、**研修業務規程を定め**、研修業務の開始前に、**観光庁長官に届け出**なければならない。
- ・研修業務規程には、**通訳案内研修の実施方法や内容、研修に関する料金等を定め**ておかなければならない。

4. 登録研修機関の講師

科目	講師
1. この法律その他関係法令に関する科目	① 大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授又は准教授等 ② ①と同等以上の知識及び経験を有する者
2. 実務に関する科目	① 全国通訳案内士試験に合格した者であって、その業務に5年以上従事した経験を有する者 ② ①と同等以上の知識及び経験を有する者

5. 登録研修機関の更新期間

登録研修機関は、**3年ごとに更新**を受けることとする。

（参考）全国通訳案内士の研修受講期間

全国通訳案内士は、**5年間に一度は必ず受講**することとする。

研修内容に関する議論(中間取りまとめ)

- 研修内容については、「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」において以下のとおり取りまとめているところ。
- 本検討会においては、以下の内容を踏まえ、具体的な検討を行っていく。

中間取りまとめ(平成28年10月)

2. 有資格者の質の維持・向上

(1) 研修制度の導入

① 定期的な研修受講の義務付け

(現状・課題)

通訳案内士には、資格取得後、知識・能力を維持・向上させる法律上の仕組みがなく、すべて、通訳案内士団体や個人の努力により質の担保が図られている一方で、訪日外国人旅行者の旅行の安全を確保する観点からは、関連する制度(旅行業法、道路運送法や貸切バスの安全対策、宿泊施設に係る法制度など)の見直し、旅程の的確な管理等については、一定期間ごとに最新の知識を身につける必要がある。

(今後の対応)

登録された通訳案内士に対して、定期的(3~5年毎等)に国の登録を受けた機関の研修を受けることを義務付け、通訳案内士の質の維持・向上を担保する。このため、現在、通訳案内士法に基づく届出を行っている団体を中心に、質の高い研修を実施できるよう、体制を整備すべきである。また、研修の受講がない場合には登録抹消等の措置を行えるようにして、質の維持に資する制度とするべきである。さらに、試験合格者が通訳案内士として登録申請する際に、実稼働に必要な最低限の知識を得るための合格者向けの研修を、eラーニング等の活用も視野に入れつつ実施することも検討すべきである。

なお、義務的な研修以外にも、通訳案内士は、必要に応じて各通訳案内士団体が実施する研修等を受け、さらなる質の向上を図るようすべきである。

研修内容に関する議論(最終取りまとめ)

最終取りまとめ (平成29年3月)

2. 有資格者の質の維持・向上

(1) 研修制度の導入

① 定期的な研修受講の義務付け

(中間取りまとめを受けた対応と今後の方針)

全国通訳案内士が定期的に受講する研修の具体的な内容については、

- ① 法定の研修として、緊急時の対応策等旅行者の安全確保や訪日外国人旅行に密接に関連する国の制度改正の内容など、国が全国通訳案内士に受講を義務付けるにふさわしい内容とすること
- ② 通訳案内士が受講する研修の期間については、明確に省令で定めること
- ③ 研修を行う機関は、現行の通訳案内士法の届出団体等全国通訳案内士に対して研修を行う能力を持った民間の機関とし、上記の内容を具体化した研修計画を策定、観光庁長官の登録を受けて行うこと
- ④ 個人の事情により休業したり、研修会場に行くことが困難であることも想定されることから、そのような事情においても研修の受講が可能となるよう、研修の実施方法の工夫を考慮すること
- ⑤ 登録研修機関が開催する研修について、その日時、場所等について関係者が十分に対象者に対し周知すること

などを基本的な方針とし、具体的な内容については、学識経験者、通訳案内士団体等をメンバーとする当該研修のあり方に関する検討を行う場を設置して検討を進めるべきである。

この際、地方における研修の充実を図る観点、また、受講者の負担軽減の観点からの対応策について、国において検討すべきである。

また、法定の研修以外に、全国通訳案内士の能力向上を目的として登録研修機関等が行う初任者研修をはじめとする各種研修について、国がガイドライン等でその受講を推奨するとともに、試験実施機関である国際観光振興機構などにおいても、試験合格者を対象として、その推奨する研修について積極的に情報提供を行っていくべきである。その際、試験の出題範囲の明確化の観点からも、主要な科目の研修テキストの作成に向けた検討を進めるべきである。

さらに、全国通訳案内士が研修を受講しない場合の国、都道府県の対応についても、明確化すべきである。具体的には、研修を受講しない者の現状把握等の手続を明確化するとともに、やむを得ない理由により研修の受講ができなかった場合、安易に登録の取消手続を行わないよう配慮するなど、ガイドラインで取消手続の詳細について明確に定めるとともに、その手続については、全国通訳案内士にしっかりと周知すべきである。

なお、現在の届出団体の地位については、通訳案内士の業務独占がなくなることに伴い、通訳案内士に対する研修を行う場合に義務付けられている届出も廃止されることとなるため、上記の登録を取らない限りは、法定の研修が行えなくなることを明確にすべきである。

定期研修の内容について(たたき台)

- 定期研修の内容については、以下の内容を骨格として検討してはどうか。

研修内容の骨格 (案)

研修項目

以下の内容を柱とすることでどうか。

1. 定期研修 (法定研修)

旅程管理や緊急対応時に関する知識、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識等、通訳案内士が実務において求められる内容とする。

⇒各団体が**共通して実施する研修内容 (義務)**とする。

2. 定期研修 (自主研修)

法定研修の補完となる研修、初任者研修について真に必要な業務の実施に関する研修内容とする。

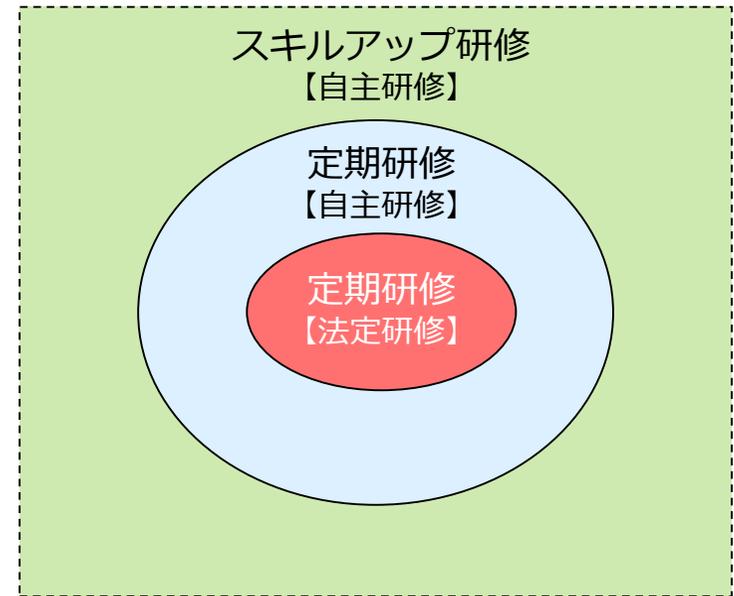
⇒各団体が**独自に実施する研修内容 (任意)**とする。

3. スキルアップ研修 (自主研修)

通訳案内士のコミュニケーション能力や、旅行者に対する献身的な対応能力など、通訳案内士としてのスキル (ヒューマンスキル) を向上させる内容。

⇒各団体が**独自に実施する研修内容 (任意)**とする。

定期研修のイメージ



※定期研修 (自主研修) については、観光庁が受講することを推奨 (通達)

定期研修の具体的な研修項目について

- 定期研修の具体的な内容については、以下のとおりとしてはどうか。
 定期研修：既登録者に対する研修内容をベースとし、以下の内容としてはどうか。
 （法定研修：各団体が共通する研修内容、自主研修：各団体が自由に行う研修内容）
 スキルアップ研修：各団体が自由に行う研修内容とする。

定期研修の内容（案）

研修項目	法定研修	自主研修
1. 旅程の管理に関する基礎的な項目	①旅行業に関する基本的な事項（法制等） ②改正通訳案内士法 ③旅程管理の実務 （貸切バスに関する安全基準、通訳案内士としてのコンプライアンス等を含む。）	①ジャパンレールパスに関する知識 ②国際空港での出入国に関する知識 ③タックスフリーに関する知識 ④国内のインターネット状況 ⑤個人情報保護に関する知識 ⑥著作権に関するコンプライアンス知識 等
2. 外国人毎の生活文化への対応	④宗教上の注意点 ⑤食事制限の知識 ⑥文化別、国別の特徴	試験等で確認済みであるため、不要とすることでどうか。
3. 災害発生時における適切な対応	①災害発生時等における行動の基本 （情報収集、お客様への説明・誘導、旅行会社への報告等） ②救急救命措置・医療対応の基礎 ③Safety Tips ④インバウンド向け旅行保険	

スキルアップ研修の内容（例）

- ・外国人の要望を引き出し、解決するコミュニケーション能力に関する研修。
- ・旅行者に対する適切な対応能力に関する研修。
- ・手配業者、接待側等に対する責任及び配慮に関する研修 等

各団体が自由に行うことが可能。

定期研修の実施方法について

○ 定期研修の実施方法については、以下のとおりとしてはどうか。

研修時間
 法定研修（義務研修）：約3時間程度。
 法定研修（自主的研修）：任意
 スキルアップ研修（自主的研修）：任意。

研修料金
 研修に係る実費を基に登録研修機関が設定。

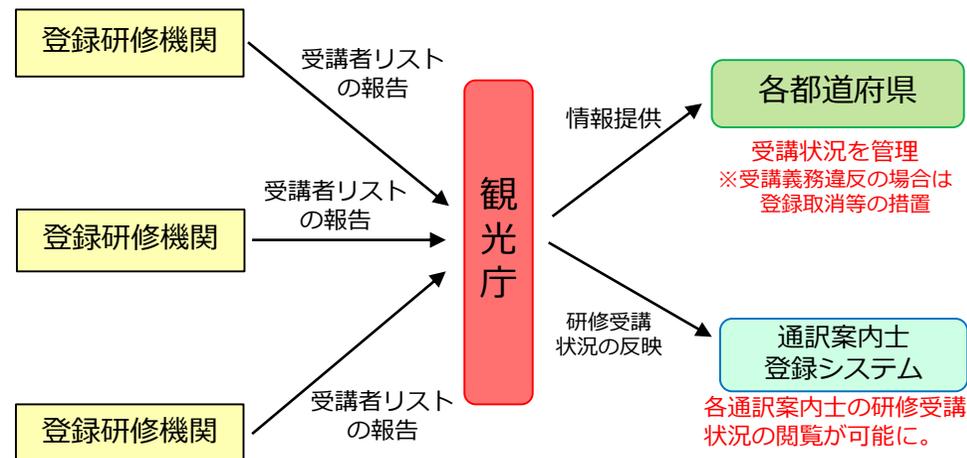
周知方法
 各登録研修機関に関する情報については、各団体のHP等で掲載するほか、観光庁HPにおいても必要な情報提供を行う。

無資格ガイド
 有資格者が受講する定期研修は、無資格ガイドも身につけることが望ましいとの観点から、無資格ガイドも受講することを可能とする。

研修受講者の報告

- 登録研修機関は、定期研修を受講した全国通訳案内士の情報（リスト）について、観光庁に報告。
- 観光庁において、全国通訳案内士の受講状況を各都道府県に情報提供するとともに、観光庁が整備する「通訳案内士登録情報検索システム」の登録情報にも反映。

＜報告業務のイメージ＞



研修受講のスケジュールについて

	～H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	
既登録者	改正法施行	経過措置研修 (観光庁が実施)	施行後、5年以内に定期研修を受講		以後、5年ごとに定期研修を受講						
	都道府県に登録した者 又は 旧試験に合格した者		定期研修	定期研修	定期研修	定期研修	定期研修	定期研修			
全国通訳案内士		新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講		定期研修	以後、5年ごとに定期研修を受講					
			新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講		定期研修	以後、5年ごとに定期研修を受講				
				新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに定期研修を受講		定期研修	以後、5年ごとに定期研修を受講			